

国連総会第3委員会について

国連では、いつでも、なにかしら、重要な「会議」が開催されている。国連のHPには、国連の主要な組織、機関の定期的な会合だけでなく、特別な会議体についてもカレンダーに記載されている。

そもそも、「第3委員会」ということは、第1委員会や第2委員会があるはず。

国連総会の常設の委員会 Main Committees¹は、全体会 Plenary と同時進行で、それぞれ専門分野に分かれて配分された議題について審議する。第1委員会は Disarmament and International Security となっているので、軍縮ではなく、武装解除と国際安全を、第2委員会は経済と金融 Economic and Financial を、第3委員会は社会、人道と文化問題 Social, Humanitarian and Cultural Issues を、第4委員会は Special Political and Decolonization を対象とする。今日の第4委員会は、植民地独立後の帝国主義の残滓・・・原子爆弾被曝、情報、平和維持、中近東におけるパレスチナ難民問題、占領地におけるイスラエルの慣行（とくに植民定住）、宇宙の平和的な利用に関する議論が中心です。第5委員会は国連の予算と運営を、第6委員会は法律問題を取り上げており、現在、人道に対する犯罪 Crimes against Humanity・・・を検討している・・・という。

これらの委員会を補佐する役割を果たす和平構築委員会 Peacebuilding Commission, 武装解除委員会 Disarmament Commission, パレスティナの人々の天賦の人権に関する委員会 Committee on the Inalienable Rights of the Palestinian People, 情報委員会 Committee on Information, 脱植民地化に関する特別委員会 Special Committee on Decolonization, 平和維持活動に関する特別委員会 Special Committee on Peacekeeping Operation, 国連憲章に関する特別委員会 Special Committee on the United Nations Charter が、現在、ある。

第3委員会は、社会、人道と文化に関する問題²はもちろんのこと、女性の地位向上、子どもの保護、先住民集団の保護等、難民の処遇等と人種差別主義、基本的な自由の促進、自己決定の権利、ユースと家族と高齢者、障害のある人の権利、犯罪防止と刑事司法、国際麻薬取引等に関する問題も取り上げる。

¹ 手続規則 Rules of Procedure, Rule 96. (以下, Rule **と記す。)

² Rule 98 (d).

国連総会の一般討論は、9月第2火曜³に始まり、(休日祝日を除く)少なくとも連続した9就業日、国連本部において開催される。

では、第3委員会はいつから始まり、その議題は、いつ、どのようにして決定されるのだろうか。委員会の討議はどのように進行し、その結論である決議はどのように決定されるのだろうか。そして、最も重要な疑問：どのようにして(委員会での討議の成果は)実現されるのだろうか。

【第3委員会の年間スケジュール】

第3委員会を含む常設の委員会は、その開会の少なくとも3ヶ月前に、委員長を選出する。3人の副委員長等は会期第1週までに選出する。⁴

2月ごろ、第3委員会の決議案を受けて国連総会が討議した結果である国連総会の決議に基づいて、「総会の暫定的議題に含まれる項目の暫定的リスト preliminary list of items to be included in the provisional agenda of the **th regular session of the General Assembly⁵」が公表される。

6月中旬、「注釈付きの総会の暫定的議題に含まれる項目の暫定的リスト Annotated preliminary list of items to be included in the provisional agenda of the **th regular session of the General Assembly⁶」が回覧に供される。

注釈を構成するのは、提案されている個別議題についてのこれまでの経過、過去の会合の主要な文書と討議の際に提出される主要な文書の一覧表である。文書の表示としては

A/78/1 (第78回総会の文書番号1)

A/C.1/ /3 (第1委員会から総会に提出された文書番号3)

S/2023/10 (2023年に開催された安全保障理事会の文書番号10)

UN Document Symbols

https://research.un.org/en/docs/symbols?_gl=1*lw7dlf*_ga*MTgxMjc4MzlxMS4xNjkzNzQ2MTcw*_ga_TK9BQL5X7Z*MTcwMDQ4Nzg0MC4xMy4xLjE3MDA0ODgwODkuMC4wLjA 参照。

³ Rule 1.

⁴ Rules 99 (a), 103.

⁵ E.g. 第79回総会に関しては、A/79/50 (15 February 2024).

⁶ E.g. 第79回総会に関しては、A/79/100 (14 June 2024).

第 79 回総会に関する『注釈付きの総会の暫定的議題に含まれる項目』の 18 頁には、第 78 回総会第 78 会合において、第 79 回の総会議長、副議長、6 つの委員会全部の議長、副議長と報告者が地域の均衡を踏まえて選出されたとあり、Burundi の国連代表部大使 Zéphyrin Mariratanga さんが第 3 委員会の議長に選出されたことが記載されている。議事項目については、26. 社会開発、27. 女性の地位向上、60. 難民、帰還者、避難民に関する人道的問題、66. 人権理事会の報告、67. 子どもの権利、68. 先住民族の権利、69. 人種差別主義、人種差別、外国人排除と関連する不寛容、70. 人々の自決権、71. 人権の促進と保護、107. 犯罪予防と刑事司法、108. 犯罪目的での情報とコミュニケーション技術の利用への対抗策、109. 国際麻薬コントロールに関し、これまで第 3 委員会に付託され、委員会から報告書が提出されているとの指摘があった。

7 月中旬、「第**回通常総会の暫定的議題」と、開会 60 日より前に提案されたすべての新規議題の一覧表が公表される。

8 月中旬、「議題に含まれるべき提案された事項一覧表補足」が公表される。ここには暫定的議題の公表後、開会 30 日より前に提案された新規の事項が列挙されており、総会開会 30 日前に公表される。

9 月中旬、「第**回通常総会の組織についての事務総長の覚書、議題の採用と事項の配分」が一般委員会 General Committee に提出され、討議の叩き台となる。一覧表にある議題、項目であっても、削除、(次回以降)繰越となることもある。

(事務総長の覚書に基づく)「一般委員会報告」の内容は、議題に含まれるべき項目、付託先委員会、そして総会の組織面に関する勧告である。

9 月の総会において、「第**回総会の議題」が全体委員会 Plenary Committee で採択され、当該総会の作業の土台となる。議題採択後になされた追加は議題附則として公表される。「第**回総会の議題項目の配分」は個別の議題項目が最終的に全体委員会または第 1 から第 6 までである、どの委員会 Main Committees に配分されるかを一般委員会の勧告に基づいて詳細に規定している。これ以降の変更は議題附則、議題正誤表として公表される。

9 月の全体委員会での「議題の採択と配分」は形式に過ぎず、基礎となっているのは 2 月の「暫定的議題のリスト」と 6 月の「注釈付きの暫定的議題のリスト」と思われる。

国連総会ウェブサイトのプログラム業務と議題ウェブページには、関連する文書すべてが掲載されている。

	第 78 回	第 79 回
国連総会	2023 年 9 月 5 日	2024 年 9 月 10 日
一般討論	2023 年 9 月 18 日, 19 日	2024 年 9 月 24 日 (予定)
第 3 委員会	理論的には 2023 年 9 月 25 日から 11 月 17 日まで, 実際には 9 月 28 日から 11 月 16 日まで	理論的には 2024 年 10 月 1 日から 11 月 22 日?

【決議採択の流れ】

第 78 回総会第 3 委員会の場合

8 月中旬, 暫定的なスケジュールが公表され, そして 9 月に, 総会全体委員会で採択し, 確定した議題とその審議日程が公表される。

第 78 回第 3 委員会は, 9 月 28 日午前 10 時に第 1 回全体会合 plenary meeting から始まり, 11 月 17 日午前 10 時第 58 全体会合までという 8 月公表の予定が, 実際には, 11 月 16 日午後 1 時第 56 全体会合で, 予定していた議事議題を全て終了した。議長の言葉を借りるならば, 56 の会合において, 12 の議題項目と関連する国連諸機関の担当部局長, 委員会委員長, 会議体議長, 作業部会会長, 報告者などの報告をもとに行われた 93 の相互対話 interactive dialogues があり, 全体会合と並行して, あるいは, 時間外に行われた 199 の非公式協議を通じて, 第 3 委員会として 62 の決議案と決定 1 に到達した。

委員会の実際のスケジュールが確定するよりも前の 2023 年 6 月 1 日, 第 3 委員会の議長 Alexander Marschik (Austria), 副議長 Nelly Banaken Elel (Cameroon), Mosammat Shahanara Monica (Bangladesh), Tomáš Grünwald (Slovakia) と報告者 Robert Aleander Poveda Brito (Venezuela) が, 選出されている。実は, この日, 第 77 回総会の第 73 回会合において, 第 78 回の総会議長と副議長, そして 6 つの委員会全部の委員長, 副委員長と報告者が選出されていた。

<https://press.un.org/en/2023/ga12504.doc.htm>

実際の第3委員会は、議題に関し、国連のさまざまな組織や機関の委員長や座長などからの、そして、指名された特別報告者の報告、加盟国からのステートメントやコメントを約7週間という機関の中で熟議し、国連総会に提出する決議案や決定をしなければならない。議場で実際の進行を観察し、さらに議事に関するニュースなどを見ていくと、国連で用いられる議事手続は、他の議事手続と「違う」。例えば、具体的な「動議 motion」に「賛同 second」がなくとも、討議は進行する……。

多くの国の議会では、国連総会とは異なる議会議事手続（その中で英語圏で最もよく知られ、9割以上の組織・会議体で用いられているのは、1876年に初めて公表され、1人1票による多数決を原則とし、少数者保護のための特別多数も加味した「ロバートの議事規則 Robert's Rules of Order」。2020年の第12版が最新版である。）が用いられているという。

ロバートの議事規則では、動議 motion を進行させるために誰かが賛同 second する必要があるが、国連ではどの加盟国も同等（1国1票）なので、わざわざ動議進行のために他の国の賛同は必要とされていないとの説明があった。言い換えると、1) 決議案を提出するため、他の加盟国が共同提案国 co-sponsors となることはよくあるが、必要ではない。2) 議事を進行させ、採決の動議に移る場面においても、提案国を支持するという賛同は不要である。国連においては、総会の議長も、委員会の議長も、加盟国によって選出されており、議長は手続進行に対する異議に関して勧告し、判断するとしても、その判断は最終的ではない。加盟国が異議を申し立て、訴えたならば、手続に関する採決となり、全体の総意で覆され得る。最終的な決定権は、議長ではなく、加盟国にある。

【国連における議事手続 Rules of Procedure】

第3委員会開会時の定足数は1/4だが、最初の委員会会合における議事手続において、議長が、異議がない限り、不問にすると述べた。採決時の定足数は加盟国の過半数である。⁷

議場での発言を求める際には、事前に議長に申請する。その会合で採用されている手段（反論権の行使）を用いて議長に発言を求めることもできる。議長は、通常は議長の受理した順序に記載された発言リスト Speaker's list を管理し、それ

⁷ Rule 108.

に従って発言の順序を指名する。議題と無関係であると判断されるならば、議長は発言を中断することができる。⁸ 事務総長（もしくはその代理に指名されたもの）は、議題に関する限り、いつでも文書または口頭でその見解を述べることができる。⁹

議事手続に対する質問 points of order は、議長の議事進行への「即時の判断を求める申立 appeal」であり、その判断に不服ならば委員会に訴えて、直ちに委員会の判断＝議長の判断の是非を問う採決が実施される。¹⁰ この手続は対決的で委員会審議中断をもたらすことから、実際には滅多に用いられない「伝家の宝刀」と理解されている。

会合を中断するが、同日中に・同一会合として再開する場合には「一時的な停止 suspension」であるが、別な会合として再開する場合には「休会 adjournment」となる。「討議の終了 adjournment of debate」はその議題に関する討議を終結させるので、申し立てた場合には、議事のどの部分を対象とする申立であるかをはっきりするよう、求められる。特定の決議案の進行を阻止するための申立の場合には、「取り上げない動議 no-action motion」を提案する。

提案や決議案、修正案は、原則として、文書で事前に提出され、議題として取り上げる前日までに、全ての代表部に配布されることになっている≥事前に提出された決議案に対するであっても、修正案、動議、手続提案に関しては、採決予定日前日に正式に文書で提出することも、異論がなければ議場において口頭で提案することも可能であり、議長の判断に委ねられ、審議と採決の対象となり得る。¹¹ 複数の修正提案が提出されたならば、議長が修正提案の審理順を決定する。修正提案が採用されたならば、決議案は修正された決議案 draft resolution as amended として審理する。決議に至らず、修正されていない限り、提案者は提案を撤回できる。¹²

⁸ Rule 109.

⁹ Rule 112.

¹⁰ Rule 113.

¹¹ Rule 120.

¹² Rule 122.

事前に提出された決議案 tabled draft resolution/decision の採決において、原則は「コンセンサス・合意 by consensus」であり、そうでない場合、議長は事前に投票を要請する旨の連絡を受ける。

加盟国は、提出された決議案が全体として採択される前に、その一部（パラグラフの一部、ひとつのパラグラフ、あるいは、複数のパラグラフを一括して）に対して別に採決 paragraph vote するよう求めることができ、最大2人ずつの賛成者と反対者の発言の後、直ちに一部だけの採決をするかどうかを決定する採決が行われる。一部だけの採決の後に、決議案全体が採決の対象となる。

提案国を除く加盟国は、決議案全体の採決後、「コンセンサス」の場合には自らの立場を、そして投票であった場合には自らの投票判断について説明することができる。ただし、委員会と総会における判断が異なる場合を除き、両方で説明することはできない。

提案が採択され、あるいは、否決されたならば、出席し、投票できる国の3分の2の多数（この数には棄権は含まれない¹³）で容認しない限り、その提案を同一会合 session において検討し直すことはできない。¹⁴

国連の公用語は6ヶ国語あり、理論的にはそのどの言語で提出してもいいはずであるが、翻訳と編集局では、正確で明白で一貫し、文法的にも正しい草案を確保するため、議論や交渉が「白熱」し、「慎重に取り扱うべき」部分についての情報に基づいて、意図した意味が変更されないよう、また、他の5つの言語に翻訳できるよう、提出された決議案を編集マニュアル Editorial Manual と用語データベース Terminology Database に照らして「編集」という。

委員会ごとに不文のルールが「文化」としてある（らしい）。たとえば一般討議において2回目の発言の場合には「冒頭で謝罪する」といった慣習である。ルールでなくとも、長年にわたり遵守されていると、文章化された手続ルールになっていると誤解されることもある（らしい）。

【非公式協議 Informal consultations】

¹³ Rule 126.

¹⁴ Rule 123.

実は、公式な委員会での審理よりも最終的な成果に影響を及ぼしている「手続」がある。

国連を構成しているのは、国家であり、国連の意思はそれぞれの国家の代表 delegates の、この「会議」の議事に関する交渉の結果なので、顔を合わせれば（合わせなくても・・・連絡を取り合い・・・）「非公式協議 informal consultations」が行われていることになる。国連での代表団の「仕事 the business」の大半は、たとえば第3委員会の「プログラム Programme of Work」に挙げられている議題についてさまざまな側面に関する、お互いの立場を知り、議論を通じてお互いに影響を及ぼし、合意点を探ることにある。総会や委員会における決議の主要な役割は、すでに非公式に一致点を見出した内容を、公的な合意とすることであり、だからこそ、多くの国々はさまざまなところで同時進行的に行われている非公式協議に関与するため、それなりの規模の代表団を派遣している。

組織体の会議や議会では、国連よりも、議事進行のための手続の遵守が期待されているという印象があるが、それは国連においては提案や決議案に関する主要な交渉の場が議場ではなく、非公式協議 informal consultation に委ねられていることが大きいのではないだろうか。（会議中、とくにその後半になると、たくさんの非公式協議が同時に進行しているので、提案国にとって協議のため適切な規模の「部屋」を確保することは結構大変らしい。そして、これらの協議に参加し、積極的かつ有意義な「日本の立場・プレゼンス」を印象付ける人員を十分に配置できることが非常に重要だと思われる。）

加盟国の代表団は「基本となる文言」（前提となる過去に採択された決議の場合には今回の「挿入」による変更を追跡できるようにし、新たな討議の場合には議題項目番号が付けられている）を、討議の5日前には事務局に提出し、共同提案国を募る。（通常は、事務局に「基本となる文言」を提出するより先に文案を e-deleGATE portal に公表し、共同提案国を募っている。）

そして、交渉が最終的な段階に至り、文言の細部に関してもほぼ合意に至った、採択できる段階にあると議長、あるいは、共同提案グループの座長が判断したならば、決定過程の手続簡素化の手法として沈黙手続 silence procedure への移

行を提案する。このとき、対象となる草案に関する説明とともに、沈黙手続が用いられるとの通知がすべての加盟国に対してなされる。

通常は通知後 72 時間以内に、書面による異議申立がなければ、この草案が加盟国の支持を得ていると判断され、文面の確認のために加盟国に回覧された後（委員会に）決議案として提出される。加盟国は事前に意見を表明する機会があり、また、採決について予告を受けていたと判断されるので、国連総会や委員会での決議の多くが「コンセンサス consensus」（合意があったもの）として成立する。採決時の定足数の確認は不要という独自の手続が採用される（のかもしれない）。

「コンセンサス」は、議場で採決することなく、全ての加盟国がその文面について、一応、合意したという意思表示ではあるが、共同提案グループではない国が、気にかかる部分について「その立場を説明」したり、部分的に「留保」する機会が認められている。だが、そのような対応では意図が伝わらない、文言に違和感を覚えるというような場合には、草案段階で異議を申し立てることになる。

異議申立によって「沈黙が破られた silence has been broken」ならば、議長は「沈黙が破られた」という文書を各代表部に通知し、草案とそれに対する異議を共同提案国に知らせる。共同提案グループやワーキング・グループは通知を受けて次の草案起草に着手することも、草案を修正して改めて沈黙手続 silence procedure を開始することも可能である。実際には、対立を解消できない決議案に対し、修正案が付加され、議場で採決に至る場合もある。

草案から決議案に至る過程において、加盟国が共同提案国に参加すると申し出ることも、そして、議場で共同提案国に参加すると発言することもある。

なぜ、非公式協議が重要なのか・・・決議の文言が可能な限りより広く、より多くの加盟国に支持されることが決議の実現にとって望ましい。加盟国全てが賛成したならば、どの国もその内容を実現するため、積極的に行動すると期待される。現実には、かなり多くの決議（一説によると約 80%）において「コンセンサス」が成立するらしい。国連の決議は「強制力」を伴うものではなく、決議内容をそれぞれの国が自国において自発的に実施することが期待されているという観点から見ると、全ての国がその内容に「違和感」なく、受け入れることが望ましい。そのためには、議場に提案する前に、あらゆる意見に耳

を傾け、その本意と合意できるところを探り、誤解を解き、そして、さまざまな立場を踏まえて納得できるような微妙な文言の擦り合わせが不可欠になる。

【国連においてとても重要な、重視されていること】

それは、国連が決定したことを加盟国が率先して実施することである。国連の決議には、しばしば指摘されるように、加盟国に対して国内でその決議を実行するよう、強制する法的な拘束力はない。例えば2030年までに17ある持続可能な開発目標を達成できなかったならば、長期的に人類が地球に暮らし続けることがとても困難になると予想し、「持続可能な開発目標」を設定し、私たちが自ら衿を正すと「約束」した。多くの国が積極的に政策を転換し、事態を改善するには、重要な目標の実現を責任を持って約束したのだからとその必要性に納得し、良い慣行を工夫することが期待されている。強制力がないとしても、守るべきことを守ることで、今、いる人々には、次の世代の人々も地球に暮らし続けることを可能にするという道義的責任がある。それは、賛成と反対を表明することで決着がつくことではない。より多くの人々がその決議に積極的に関与することを期待し、国連ではコンセンサスを重視する。